

## 船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市立高等学校が姉妹校をはじめとする海外交流にかかる事業に対し、予算の範囲内で船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生徒・保護者の負担軽減を図り、もって海外交流を積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「姉妹校等交流事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 米国モロー高校との短期留学生派遣及び受入に関する事業
- (2) デンマーク国オーデンセ市との文化スポーツ交流派遣及び受入に関する事業
- (3) オーストラリア現地高校との短期留学生派遣及び受入に関する事業
- (4) 船橋市姉妹・友好都市との周年事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める海外交流事業

(平成23年一部改正)

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 派遣事業にあつては、当該事業にかかる総経費の3分の1とする。
- (2) 受入事業にあつては、当該事業にかかる総経費の全額とする。
- (3) 船橋市姉妹・友好都市との周年事業への派遣事業にあつては、市長が別に定める経費及び補助率とする。

2 補助金の額に百円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(平成23年一部改正)

(交付の対象)

第4条 補助金交付の対象は、第2条に掲げる事業を実施する船橋市立高等学校内の国際交流部、各運動部又は各文化部とする。

(平成23年一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書、収支予算書等必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査

して交付の可否を決定し、その旨を船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（計画の変更等）

第 7 条 申請者は、補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く）又は中止しようとするときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 申請者は、事業完了後 30 日以内に、船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金実績報告書（第 3 号様式）に収支決算書その他の関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告に基づいて、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金確定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の時期）

第 10 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前においてこれを交付することができる。

（交付請求）

第 11 条 補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとする申請者は、船橋市立高等学校姉妹校等交流費補助金交付請求書（第 5 号様式）により、市長に交付の請求をしなければならない。

（交付決定の取消等）

第 12 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。